

令和5年4月から

農業集落排水事業使用料 (下水道) を改定します

農業集落排水事業は、村民の皆さんの快適な暮らしや良好な水環境を保つため、供用開始した昭和62年から今日まで料金の見直しをせずに運営を行ってまいりました。また、経営の健全化に向けて、これまで経費削減などの取組を実施してきましたが、それだけでは賄えない状況にあり、このたび使用料のご負担をお願いするものです。

使用料の改定内容

令和5年4月分の使用料から新たな使用料金を適用します。

今回の改定では2年にわたり段階的に引き上げとなります。

新たに単身者世帯区分を追加し令和5年4月から単身者世帯で65円、単身者以外と業務用で340円の引き上げとなります。令和6年4月からは現行より単身者世帯で131円、単身者以外と業務用で681円の引き上げとなります。業務用超過料金については20㎡を超え1㎡あたり7円の引き上げとなります。

農業集落排水使用料		現行	単位：円					
			新料金体系		現行との比較(月額)		現行との比較(年額)	
			R5	R6	R5	R6	R5	R6
基本料金	単身者	2,619	2,684	2,750	+ 65	+ 131	+ 780	+ 1,572
	単身者以外	2,619	2,959	3,300	+ 340	+ 681	+ 4,080	+ 8,172
	業務用 (20㎡まで)	2,619	2,959	3,300	+ 340	+ 681	+ 4,080	+ 8,172
超過料金 (1㎡)		147	154	154	+ 7		-	

下水道の必要性をご理解ください

皆さんのお宅などから排出された汚水は、下水道管を通して各処理場できれいな水となり自然界を循環します。この快適な生活環境を保ち、自然環境の維持のためには、農業集落排水事業の安定した経営を行う必要があります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。